

目 次

津市規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

新型コロナウイルス感染症対策による市税に関する申告期限の延長

津市収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効告示

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会定例会の招集

公示送達

公示送達

津市公告

旧津市立安西・雲林院幼稚園の利活用に係る企画提案の募集

開発行為に係る工事の完了

津市納税催告センター運営業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

道路位置指定

令和3年1月分津市農用地利用集積計画の決定

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所

津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所
津市河内財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所
津市河内財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 3 号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成 1 8 年津市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 7 号の表中

「地域医療推進室 地域医療担当」を

「地域医療推進室 地域医療担当

新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ワクチン接種推進担当」に改める。

別表第 3 健康福祉部健康づくり課の表に次のように加える。

新型コロナウ イルスワクチ ン接種推進室	ワクチン接種 推進担当	新型コロナウイルスワクチンの接種等に関 すること。
----------------------------	----------------	------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 号

津市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

津市企業立地促進条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 6 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成 1 8 年津市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 個別専決事項の表健康福祉部健康づくり課の表に次のように加える。

新型コ ロナウ イルス ワクチ ン接種 推進室	新型コロナウイルスワク チンの接種等に関するこ と。		軽 易 な も の	や や 重 要 な も の	重 要 な も の	特 に 重 要 な も の
--	----------------------------------	--	-----------------	------------------------	-----------------	------------------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市告示第 1 1 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和 3 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 2 , 1 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 2 , 1 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 2 , 4 0 0 円
白塚団地 4 号館	3 7 , 7 0 0 円
白塚団地 5 号館	3 8 , 4 0 0 円
一身田アパート	3 8 , 2 0 0 円
上浜町六丁目住宅	8 , 9 0 0 円
旭町 C B アパート	1 3 , 0 0 0 円
下部田簡耐住宅	8 , 9 0 0 円
大井アパート	2 4 , 3 0 0 円
大井住宅 A - 1 号から A - 1 2 号まで、A - 1 5 号から A - 1 8 号まで、D - 1 号から D - 4 号まで、D - 1 5 号から D - 2 0 号まで及び D - 2 3 号から D - 2 6 号まで	3 6 , 0 0 0 円
大井住宅 A - 1 3 号、A - 1 4 号、C - 1 7 号から C - 2 5 号まで、C - 2 7 号、C - 2 8 号及び D - 5 号から D - 1 4 号まで	3 6 , 6 0 0 円
大井住宅 B - 2 号から B - 2 7 号まで	3 8 , 1 0 0 円
大井住宅 C - 1 号から C - 1 6 号まで	3 7 , 2 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 4 , 7 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 7 , 2 0 0 円
高洲町アパート 3 号館	2 2 , 4 0 0 円

高洲町アパート４号館	24,200円
高洲町アパート５号館	25,200円
高洲住宅３番１号から３番１２号まで、６番１号から６番１２号まで、７番５号から７番８号まで、７番１０号から７番２０号まで、１０番５号から１０番２４号まで、１１番１号から１１番１２号まで、１１番１５号から１１番２２号まで及び１４番１号から１４番１８号まで	39,000円
高洲住宅７番１号から７番４号まで、７番２１号から７番２４号まで、１０番１号から１０番４号まで、１８番１号から１８番１０号まで、１８番１５号から１８番４１号まで、１８番４３号から１８番４９号まで、１９番１号から１９番１２号まで、２２番１号から２２番１２号まで及び２３番１号から２３番２４号まで	38,100円
新町２号館アパート	16,200円
新町３号館アパート	14,600円
新町４号館アパート	14,600円
千鳥アパート	41,500円
阿漕Ｂ住宅	10,000円
阿漕Ｃ住宅	10,000円
阿漕１号館アパート	13,200円
阿漕２号館アパート	14,000円
南阿漕１号館	27,300円
南阿漕２号館	30,900円
朝夕１号館アパート	11,200円
朝夕２号館アパート	12,200円
朝夕３号館アパート	12,800円
藤水団地１号館	40,300円
藤水団地２号館１０１号及び１０２号	43,400円
藤水団地２号館２０１号、２０２号、３０１号及び３０２号	38,700円

上弁財団地 1 号館	5 0 , 0 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、 2 0 2 号、 3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 1 , 5 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、 2 0 3 号、 3 0 1 号、 3 0 3 号、 4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 0 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 1 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 2 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 3 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 4 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 6 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 1 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 1 , 8 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 3 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 4 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	2 7 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 7 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 6 , 5 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 7 , 8 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9 , 1 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 9 , 2 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 2 0 0 円
城山アパート	1 0 , 8 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 4 , 6 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 4 , 6 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円

西城山 4 号館アパート	1 5 , 0 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
小森団地 1 号館	4 4 , 9 0 0 円
小森団地 2 号館	4 1 , 6 0 0 円
高茶屋住宅	9 , 7 0 0 円
里ノ上 A 住宅	9 , 0 0 0 円
里ノ上 B 住宅	9 , 3 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 1 号、2 0 1 号、2 0 6 号、3 0 1 号及び 3 0 6 号	6 5 , 9 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 2 号、1 0 5 号、2 0 2 号、2 0 5 号、3 0 2 号及び 3 0 5 号	6 6 , 6 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 3 号、2 0 4 号、3 0 3 号及び 3 0 4 号	7 0 , 9 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 6 号	6 8 , 3 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 1 号	6 9 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 2 号、1 0 7 号、2 0 2 号、2 0 7 号、3 0 2 号及び 3 0 7 号	6 8 , 2 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 3 号から 1 0 6 号まで、2 0 3 号から 2 0 6 号まで及び 3 0 3 号から 3 0 6 号まで	7 2 , 9 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 8 号、2 0 1 号、2 0 8 号、3 0 1 号及び 3 0 8 号	6 7 , 5 0 0 円
野村団地	1 2 , 2 0 0 円
野村東団地	1 1 , 4 0 0 円
相川団地	1 3 , 5 0 0 円
森団地 1 号から 4 号まで及び 9 号から 1 2 号まで	9 , 2 0 0 円
森団地 1 3 号から 3 2 号まで	9 , 8 0 0 円
森団地 3 3 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 5 7 号まで	1 0 , 1 0 0 円
森団地 5 8 号から 7 2 号まで	1 1 , 6 0 0 円
森団地 7 3 号から 7 9 号まで	1 0 , 4 0 0 円
森団地 8 0 号から 8 9 号まで	1 0 , 8 0 0 円

中町団地 A	2 6 , 0 0 0 円
中町団地 B	2 8 , 2 0 0 円
相川西団地 A	2 7 , 9 0 0 円
相川西団地 B	3 5 , 7 0 0 円
明神団地	3 4 , 4 0 0 円
北口団地 A	3 6 , 2 0 0 円
北口団地 B	3 9 , 0 0 0 円
桃里団地 A	4 3 , 6 0 0 円
桃里団地 B	5 1 , 2 0 0 円
桃里団地 C	4 5 , 3 0 0 円
桃里団地 D 1 0 1 号及び 1 0 7 号	1 0 5 , 8 0 0 円
桃里団地 D 1 0 2 号から 1 0 4 号まで、 2 0 2 号から 2 0 4 号まで、 3 0 2 号から 3 0 4 号まで、 4 0 2 号から 4 0 4 号まで、 5 0 2 号から 5 0 4 号まで及び 6 0 2 号から 6 0 4 号まで	8 7 , 1 0 0 円
桃里団地 D 1 0 5 号、 1 0 6 号、 2 0 5 号、 2 0 6 号、 3 0 5 号、 3 0 6 号、 4 0 5 号、 4 0 6 号、 5 0 5 号、 5 0 6 号、 6 0 5 号及び 6 0 6 号	8 7 , 3 0 0 円
桃里団地 D 2 0 1 号、 2 0 7 号、 3 0 1 号、 3 0 7 号、 4 0 1 号、 4 0 7 号、 5 0 1 号、 5 0 7 号、 6 0 1 号及び 6 0 7 号	1 0 4 , 7 0 0 円
青木団地 1 号から 3 号まで、 5 号から 7 号まで、 1 0 号から 1 3 号まで及び 1 6 号から 1 9 号まで	1 3 , 5 0 0 円
青木団地 8 号、 9 号、 1 4 号、 1 5 号、 2 0 号から 3 5 号まで、 3 7 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 4 6 号まで	1 2 , 7 0 0 円
藤ヶ丘団地 1 号から 3 号まで、 5 号から 2 4 号まで及び 2 6 号から 3 7 号まで	2 6 , 7 0 0 円
藤ヶ丘団地 3 8 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 7 4 号まで	2 7 , 3 0 0 円
殿町住宅	3 6 , 1 0 0 円
新横山住宅	3 6 , 4 0 0 円

美里第 1 住宅 A 棟	3 3 , 7 0 0 円
美里第 1 住宅 B 棟	3 3 , 7 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館	1 6 , 7 0 0 円
美里第 2 住宅 2 号館	1 6 , 7 0 0 円
片野団地	3 5 , 8 0 0 円
新沢田団地	1 9 , 7 0 0 円
奥津団地	6 , 3 0 0 円

津市告示第 1 2 号

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、申告に関する期限を次のとおり延長するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 延長に係る申告

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 7 条の 2 第 1 項に規定する申告のうち、令和 3 年度分

2 延長後の期限

令和 3 年 4 月 1 5 日

津市告示第 1 3 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 1 8 年津市告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「三重中央農業協同組合」を「みえなか農業協同組合」に改め、「一志東部農業協同組合」を削り、「三重県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

津市告示第 1 4 号

下記の者の令和 2 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 3 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

津市告示第 1 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和 3 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 6 2 7 3 1 5	令和 2 年 1 0 月 1 日	令和 3 年 1 月 2 2 日
9 2 1 6 1 7 5	令和 3 年 1 月 7 日	令和 3 年 1 月 2 0 日

津市告示第 1 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	2	令和 3 年 1 月 4 日
乙部地内	1	令和 3 年 1 月 4 日
豊が丘一丁目地内	1	令和 3 年 1 月 4 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 3 年 1 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和 3 年 1 月 7 日
河芸町東千里地内	2	令和 3 年 1 月 1 2 日
久居駅前第 1 公共自転車等駐車場	7 1	令和 3 年 1 月 2 6 日
久居駅前第 2 公共自転車等駐車場	2 0	令和 3 年 1 月 2 7 日
アスト公共自転車等駐車場	1	令和 3 年 1 月 2 7 日
雲出本郷町地内	1	令和 3 年 1 月 2 9 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 17 号

令和 3 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

令和 3 年 2 月 18 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 1 8 号

下記の者の市民税県民税及び固定資産税都市計画税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成 3 1 年度市民税県民税督促状第 8 期
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	平成 3 1 年度市民税県民税督促状第 8 期
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民

	○	税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税県民 税督促状第 3 期から第 4 期まで

津市告示第 1 9 号

下記の者の令和 2 年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税・県民 税納税通知書（現年度随 時 1 期）
○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和 2 年度市民税・県民 税納税通知書（現年度随 時 1 期）

津市公告第 1 3 号

次のとおり旧津市立安西・雲林院幼稚園の利活用に係る企画提案を募集しますので、公告します。

令和 3 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 募集の概要

(1) 件名

企画提案審査による旧津市立安西・雲林院幼稚園の貸付け

(2) 募集の概要

本件は、旧津市立安西・雲林院幼稚園の敷地及び建物（以下「施設」といいます。）の借受人を、企画提案書の審査により決定しようとするもので、次の事項を目的としています。

ア 施設の賃貸借により本市の歳入確保及び施設の有効活用を図ること。

イ 施設の利活用により地域貢献が図られること。

(3) 契約の種類

定期建物賃貸借契約

(4) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとし、更新がないものとします。ただし、本市との協議の上、施設について新たな賃貸借契約ができるものとします。

(5) 貸付料

貸付料の予定価格（最低価格）は、年額 8 5 0 , 5 0 0 円（端数となる期間については、貸付料の年額を日割計算により算定した額）とします。

(6) 原状回復義務

施設を退去する際には、借受人の負担において原状に復さなければならぬものとします。ただし、本市との協議の結果、本市がその必要がないと認めるものについては、この限りではありません。

(7) その他の費用負担

施設を使用するために必要となる修繕、改修、増改築等の工事費用、電気、水道等の料金、契約締結に要する費用その他施設の利活用に係る一切の費用については、借受人の負担となります。

2 用語の定義

(1) 提案者 本件の募集に申込みを行った者

(2) 地域貢献 津市総合計画をはじめとする本市の各計画に掲げる課題その他地域課題を解決する事業の実施による地域への寄与で次に掲げるもの

ア 商工観光業及び農林水産業の支援並びに雇用の創出

イ 住民交流、国際交流、多文化共生、防災活動及び環境保全の推進

ウ 教育、文化及びスポーツの振興

エ 地域住民の福祉及び利便の増進

オ その他地域課題を解決する事業の実施による地域への寄与

- (3) 審査基準 提出された提出書類の審査に係る基準
- (4) 候補者 候補者に係る決定の通知を受けた者
- (5) 借受人 施設に係る賃貸借契約を締結した者

3 施設の概要

- (1) 名称 旧津市立安西・雲林院幼稚園
- (2) 所在地 津市芸濃町北神山 3 0 5 番地
- (3) 敷地面積 1 , 2 4 9 . 5 8 m² (登記簿)
- (4) 建物の基本情報

ア 主たる建物

- (ア) 構造 鉄骨造平家建
- (イ) 延床面積 4 3 6 m²
- (ウ) 建築年月 昭和 5 9 年 3 月

イ 附属棟 (倉庫)

- (ア) 構造 鉄骨造平家建
- (イ) 延床面積 3 2 m²
- (ウ) 建築年月 平成 4 年 9 月

(5) 交通アクセス

ア 高速道路 伊勢自動車道芸濃インターチェンジまで約 2 k m

イ 鉄道 J R 紀勢本線「下庄駅」まで約 1 0 k m

ウ バス 三重交通路線バス安西橋停留所まで約 3 0 0 m

(6) 施設に関する留意事項

ア 施設は、令和 2 年 3 月 3 1 日まで幼稚園の用に供していた施設であるため、保育室に隣接するトイレは幼児用となっているほか、敷地南側の園庭部分には遊具があります。

イ 建物は、劣化及び損傷が進行しており、雨漏り等の不具合が見受けられます。

ウ 敷地の南西側には石碑があります。

(7) 施設の位置、敷地の形状、建物の配置、諸室の構成等 別紙 1 のとおり

4 資格要件

本件の募集に申込みできる者は、公共的団体 (地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号に掲げる者を除く。) であっ

て、次の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 市区町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (3) 現に破産、民事再生、差押え、仮差押え、競売、滞納処分等その他これらに類する手続きの申立てを受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人でないこと。
- (5) 施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- (6) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人でないこと。
- (7) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者でないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者でないこと。

5 申込み

(1) 申込みの期間

令和 3 年 3 月 1 日（月）から同年 3 月 10 日（水）まで

(2) 提出書類

申込みに必要な書類（提出書類）は次のとおりです。

ア 申込書（様式 1）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 財務諸表

エ 履歴事項全部証明書（法人登記されていない団体にあつては、定款）

オ 市区町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近２年度分を提出してください。

(ア) 市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

カ 国税に係る納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書）

キ 誓約書（様式２）

(3) 書類の提出

ア 提出方法

必要書類１部を封筒に封入したうえで、直接持参又は郵送にて令和３年３月１０日（水）１７時１５分まで（必着。受付時間は、開庁日の８時３０分から１７時１５分まで）に提出してください。

なお、郵送の場合は、到着確認を行ってください。

イ 提出先

〒５１４－２２９２

三重県津市芸濃町棕本６１４１番地１（芸濃庁舎１階）

津市芸濃総合支所地域振興課

ウ 封入の方法

申込みに必要な書類を封入する封筒には、下図のとおり記載及び封印をしてください。

表面	裏面	
(あて先) 津市長 企画提案審査による旧津市立安西・雲林院幼稚園の貸付け申込書在中 (申込みを行う者の名称)		

封筒裏面の貼り合わせ部分 3箇所に封印してください

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退しようとする場合は、辞退届（様式 3）を
(3)イの提出先まで直接持参又は郵送により提出してください。

6 質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（様式 4）を(3)イの問い合わせ先に提出することとします。

(2) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 9 日（金）1 7 時 1 5 分まで

(3) 回答方法

質問に対する回答については、令和 3 年 2 月 2 2 日（月）から同年 2 月 2 6 日（金）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市芸濃庁舎 1 階芸濃総合支所地域振興課窓口において回答書を配布することにより行います。

7 無効となる申込み

申込みが次のいずれかに該当する場合、その申込みは無効とし、はじめから申込みがなかったものとみなします。

ア 提案者が資格要件を満たしていない場合

イ 申込書、誓約書及び封筒に記名押印がなかった場合

ウ 本公告で指定する様式によらないで申込みを行った場合

エ 団体の名称、提案内容、貸付料等提出書類の記載事項が識別し難い場合
オ 書類の不足等により提案者が資格要件を満たすことが確かめられない場合

カ 辞退があった場合

8 企画提案書の作成方法

企画提案書は、概ね紙 10 枚程度（紙の大きさについては A 4 を原則とし、A 3 までに限るほか、枚数については、添付書類の枚数を含めないものとする。）に次のとおり作成するものとします。

	記載項目	記載内容	記載方法等
(1)	団体の概要	団体の代表者、所在地、従事者数、事業内容、実績等	パンフレット等の添付により企画提案書への記載に代えてもよい。
(2)	施設の利活用による事業の概要	施設の利活用による事業の概要（目的及び方針を含む。）	人が居住する目的で使用できないほか、賃借権の第三者への譲渡、転貸はできません。
(3)	事業実施に必要な資格、認可等	宿泊、飲食物の販売等利活用事業の実施において必要な資格取得、認可等	適宜、資格、認可等を証する書面の写しを添付すること。
(4)	諸室等の用途	諸室等施設の各部分の用途	平面図に図示すること。
(5)	事業実施において本市による承認を必要とする事項	建物の増改築、内装改修、電気・機械設備又は大規模設備等の設置の有無	適宜本市と取り交わす書面の案又は工事図面を添付すること。

(6)	実施体制	事業実施の体制のほか、施設管理担当者、連絡先、加入保険、トラブル発生時の問い合わせ方法等施設管理の体制	
(7)	スケジュール	施設への物品搬入、修繕工事、改修工事その他利活用事業の実施スケジュール	工程が複雑である場合には、適宜図示によりわかりやすく記載を行うこと。
(8)	賃料	賃料の年額	予定価格以上の額（年額）で記載すること。
(9)	解決を図ろうとしている地域課題	施設の利活用によって解決しようとする津市総合計画をはじめとする本市の各計画に掲げる課題その他の地域課題の内容	解決を図ろうとしている地域課題が、本市の各計画に記載されている場合には、計画名及びページ数を付記するほか、該当ページの写しを添付すること。
(10)	地域貢献の内容	(9)の課題解決に対する実施事業、事業による効果等地域貢献の内容	

9 候補者の決定方法

(1) 審査基準

的確性、実現可能性、歳入確保の寄与度、問題解決力及び地域貢献の度合に応じて次表のとおり提出書類の審査を行います。

審査項目	審査の着目点	審査基準	点数
的確性	募集の目的に適合した提案を行うほか、事業実施にお	的確性の高さに応じて0、1又は2の点数を付	2

	いて本市の承認を必要とする事項や資格、認可等が必要となる事項についてあらかじめ十分に整理が行われ、対策が講じられているか。	けるものとしします。	1
			0
実現可能性	企画提案書の事業内容、規模、実績、提案事業の体制及びスケジュール並びに団体の収支状況が妥当であり、事業の実現可能性が十分に見込まれるか。	実現可能性の高さに応じて0、1又は2の点数を付けるものとしします。	2
			1
			0
歳入確保の寄与度	企画提案書に記載されている本市の歳入確保がどの程度図られているか。	予定価格の1.5倍以上	2
		予定価格の1.2倍以上 予定価格の1.5倍未満	1
		予定価格以上予定価格の1.2倍未満	0
問題解決力	利活用事業によって解決が図られる地域課題及び地域貢献の内容が具体的に説明できているか。	問題解決力の高さに応じて0、1又は2の点数を付けるものとしします。	2
			1
			0
地域貢献の度合	団体の実施する事業によりどの程度地域貢献が図られるか。	地域貢献の度合に応じて0、1又は2の点数を付けるものとしします。	2
			1
			0

(2) 審査方法

3名の審査員が、審査基準に基づきそれぞれ採点を行い、採点の合計が15点（以下「最低審査点数」という。）以上を得た企画提案のうち最も高い点数を得た提案者を候補者として決定します。ただし、最低審査点数以上の点数を得た企画提案のうち最も高い点数を得た者が2者以上となった場合には、くじ引きにより候補者を決定するものとしします。

(2) 審査結果の通知及び公表

候補者に対し令和3年3月18日（木）付けで決定通知書を送付するほ

か、津市ホームページにて審査結果を公表します。

10 契約締結期限

候補者は、本市との契約の詳細に係る協議を経て令和3年3月22日（月）までに本市と市有財産賃貸借契約書を締結しなければなりません。

11 契約に付す条件

(1) 契約の解除

本市は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 借受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 借受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 借受人又は借受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 借受人又は借受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 借受人又は借受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 借受人が市区町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していると認められるとき。

キ 契約に定める義務を履行しないとき。

ク 借受人が、施設を提出書類で示された用途以外の用途に供したとき。

ケ 本市が施設を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は本

公告及び契約書の記載内容に違反する行為があるとき。

- (2) 借受人は、(1)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

- (3) 引渡し

現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め施設の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。

- (4) 施設を使用するために必要な修繕、改修、形状変更等

施設を使用するために必要な修繕、諸室の改修、什器の設置、敷地の形状変更等については、すべて借受人の負担とし、本市はこれらの修繕に要する費用の一切を負担しません。

また、借受人が改修、増改築等の工事（当初の効用を上回る工事）を行う場合、借受人は、本市に市有財産増改築等承認申出書を提出のうえ、承認を得なければなりません。

- (5) 権利の譲渡等の禁止

借受人は、賃貸物件の賃借権を第三者に譲渡し、賃貸物件を転貸できません。

- (6) 契約不適合責任に係る条件

借受人が、契約締結後において、施設について次に掲げる品質上の問題を発見しても、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。

ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在

イ 設備におけるP C Bの含有

ウ 土地の陥没

エ その他品質上の問題

- (7) その他の経費負担

ア 電気、水道等

電気使用料、水道使用料、農業集落排水使用料等については、借受人の負担とし、電力会社、津市上下水道局等と借受人が直接に契約することとします。

イ 契約に要する費用

印紙税等契約締結の手続きに要する費用については、借受人の負担と

します。

12 保証人

借受人は、借受人の債務を連帯して保証する保証人を立てなければならぬものとします。

なお、保証人は、保証債務を履行するための資力がなければなりません。

13 貸付料の納付

貸付料については、毎年4月に納入の通知を行いますので、納入通知書に記載された期限までに、指定の金融機関から貸付料を納付してください。

14 情報公開

候補者、候補者の提案内容、採点表その他募集に関する情報については、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）に基づき取り扱います。

15 その他留意事項

(1) この募集に参加しようとする者は、本公告の記載内容を遵守しなければなりません。

(2) 施設に係る内覧会、現地説明会等は開催しません。建物内を内覧したい場合は、16の問い合わせ先まで連絡してください。

なお、内覧にあたって他の内覧希望者と合同で案内説明を行う場合があります。

(3) 本公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、津市財産に関する条例、津市契約規則等その他の関連法令に定めるところにより処理します。

16 問い合わせ先

津市芸濃総合支所地域振興課

〒514-2292

三重県津市芸濃町棕本6141番地1（芸濃庁舎1階）

電話番号059-266-2510（平日8時30分～17時15分）

ファクス059-266-2522

E-Mail：266-2510@city.tsu.lg.jp

津市公告第 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 3 年 2 月 4 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森上野町字小森川 1 0 6 6 番 3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
三重郡菰野町大字福村 7 9 5 番地 1
ハウスクラフト株式会社
代表取締役 遠藤 真二

津市公告第 1 5 号

条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市納税催告センター運営業務委託

(2) 業務委託の概要

公権力の行使に当たらない、滞納者への電話による納税の呼びかけ（以下「電話催告」という。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（36ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者とします。

(1) 令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていない者

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた

者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。)

- (5) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者
- (6) 平成28年度から令和2年度までの間に、人口20万人以上の地方公共団体との間で、連続して1年以上の期間、地方税の電話催告を受託し完了した実績を有する者(複数年契約については、平成28年度から令和2年度までの間に完了又は同期間内に1年を超える受託実績があれば可とします。)
- (7) プライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定を受けている者

3 入札の参加申し込みに係る書類の配布

仕様書、仕様書に関する質問書等については、津市ホームページ当該入札記事内【<https://www.info.city.tsu.mie.jp>】からダウンロードしてください。

また、郵送による受領を希望する場合は令和3年2月9日(火)から2月26日(金)午後5時までの間に津市政策財務部収税課へ電話してください。

4 入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和3年2月16日(火)午後3時まで

イ 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎2階 政策財務部収税課整理担当

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書(第1号様式)に質問内容を記入の上、提出場所に郵送、電子メール又はFAX(電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。)により提出してください。

《送信先》

電子メール 229-3135@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3331

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押

印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和3年2月19日(金)

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。(質問者名は非公開とします。)

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和3年2月26日(金)午後5時まで

この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

津市本庁舎2階 政策財務部収税課整理担当

(3) 提出方法

提出方法については、原則として一般書留又は簡易書留としますが、当該期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。

また、郵送による提出の場合は当課へ到着確認を必ず行ってください。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからクまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出

してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。また、連続して1年以上の期間業務を受託した実績を証明するもの及び年間の通話件数のわかる書類を添付してください。（コピー可）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

なお、徴収の猶予を受けているため完納証明書が発行されない等の場合は、ご相談ください。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、オ及びカについても同じです。）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（様式第 5 号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、
実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

ク プライバシーマーク・ISMS 等の個人情報保護に関する事業者認定
を受けていることがわかる書類（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和 3 年 3 月 4 日（木）までに条件
付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第 6 号様式）により通知し
ます。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本
件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

入札方法は郵便による入札とし、入札書を封筒に封入の上、一般書留又は
簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとします。ただし、下記の入札書
提出期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。（一
般書留又は簡易書留以外で郵送された場合、その入札は無効とします。）

また、郵送による応札の場合は、当課へ到着確認を必ず行ってください。

(1) 入札書提出期限

令和 3 年 3 月 9 日（火）午後 5 時 当課必着

(2) 入札書提出場所

〒514-8611

津市西丸之内 23 番 1 号

津市本庁舎 2 階 政策財務部収税課整理担当

(3) 開札日時

令和 3 年 3 月 11 日（木） 午前 9 時から

(4) 開札場所

津市本庁舎 第 21 会議室（2 階）

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第

19 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（第 7 号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に 3 箇所の封印をしてください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。

- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が 2 者以上ある時は、立会人（発注課以外の市職員）によるくじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合があります（原則として 1 回）。その場合応札者のみに電話又は F A X により連絡します。
- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (6) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。
- (7) 提出書類の到着確認、窓口への書類の提出等は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する

る法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は除きます。

【問い合わせ先】

〒 5 1 4 - 8 6 1 1 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

政策財務部収税課整理担当

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 3 5

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 1

メールアドレス 229-3135@city.tsu.lg.jp

津市公告第 1 6 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 3 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
令和 3 年 2 月 4 日
- 3 指定道路の位置
津市高茶屋五丁目 3 1 9 3 番 4
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
2 9 . 3 5 メートル
 - (2) 幅員
4 . 8 8 メートル

津市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 2 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市上下水道事業告示第 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社南山建設	津市垂水 2 5 7 9 番地の 6	令和 3 年 1 月 2 1 日から令和 8 年 1 月 2 0 日まで

津市上下水道事業告示第 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
有限会社ティー・エム・シー	津市安濃町戸島 8 0 6 番地	令和 8 年 9 月 2 9 日まで

津市上下水道事業告示第 7 号

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定について（平成 18 年津市水道局告示第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 9 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

表中「一志東部農業協同組合」を削り、「三重中央農業協同組合」を「みえなか農業協同組合」に改め、「三重県信用漁業協同組合連合会」を「東日本信用漁業協同組合連合会」に改める。

津市教育委員会告示第 2 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 3 年 2 月 8 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

1 招集の日時

令和 3 年 2 月 15 日（月） 午前 10 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和 2 年度津市一般会計補正予算（第 13 号）＜教委所管分＞について
- (2) 令和 3 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (3) 令和 3 年度教育方針について

津市選挙管理委員会告示第1号

令和3年3月14日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

令和3年2月4日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

提出すべき場所 津市芸濃総合支所地域振興課

津市選挙管理委員会告示第2号

令和3年3月14日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

令和3年2月4日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

交付場所 津市芸濃庁舎2階防災会議室

津市選挙管理委員会告示第3号

令和3年3月14日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和3年2月4日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | くじの場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 | くじの日時 | 令和3年3月9日午後6時 |

津市選挙管理委員会告示第4号

令和3年3月14日執行予定の津市河内財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年2月4日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和3年3月8日（年齢については、令和3年3月14日とする。）
- 2 登録を行う日
令和3年3月8日